

# 平塚市市民主体のまちづくりに係る手続に関する要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条～第4条）

### 第2章 地区まちづくり計画の認定申請に係る手続（第5条～第7条）

### 第3章 都市計画提案に係る手続

#### 第1節 都市計画提案事前届出（第8条～第10条）

#### 第2節 都市計画提案（第11条～第14条）

### 第4章 地区計画等の原案の申出に係る手続

#### 第1節 地区計画等の原案の申出に係る事前届出（第15条・第16条）

#### 第2節 地区計画等の原案の申出（第17条～第19条）

### 第5章 助言及び評価（第20条・第21条）

### 第6章 雑則（第22条・第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号。以下「条例」という。）第3章に規定する市民主体のまちづくりに係る手続に関し、平塚市まちづくり条例施行規則（平成20年規則第55号。以下「規則」という。）第2章に定めるもののほか、必要な事項を定め、手続を円滑に進めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

#### （提出先）

第3条 規則第15条の地区まちづくり計画認定申請書（以下「申請書」という。）、規則第18条の都市計画提案事前届出書（以下「都市計画提案事前届出書」）、規則第19条の都市計画提案書（以下「提案書」という。）、規則第21条の地区計画等の原案申出書（以下「申出書」という。）及び規則第22条第1項の地区計画等の原案事前届出書（以下「地区計画等の原案事前届出書」という。）の提出先は、まちづくり政策部まちづくり政策課とする。

#### （受付）

第4条 市長は、前条の申請書、都市計画提案事前届出書、提案書、申出書又は地区計画等の原案事前届出書（以下「申請書等」という。）が提出されたときは、速やかに、当該申請書等を提出したものの資格及び必要書類の確認を行うものとする。

2 市長は、提出された申請書等に補正すべき事項が認められたときは、当該申請書等を提出したものに提出図書の補正を求めることができる。

3 前項の規定による補正が行われなときは、手続が進められない旨の通知書（第1号様式）により当該申請書等を提出したものに通知するものとする。

4 前項の規定による通知を行ったときは、市長は、補正が行われるまで当該申請書等の審査を行わないものとする。

## 第2章 地区まちづくり計画の認定申請に係る手続

（申請書に添える図書）

第5条 申請書に添える図書は、次に掲げるものとする。

- （1） 規則第15条第1号の計画書は、規則第14条の規定により市長が必要と認める事項が記載されたもの
- （2） 規則第15条第1号の総括図及び計画図は、当該地区まちづくり計画の対象区域を示したもので、総括図の縮尺を15,000分の1以上とし、計画図の縮尺を2,500分の1以上としたもの
- （3） 規則第15条第3号の条例第11条第2項の規定による手続を実施した経過を記した図書は、第2号様式に必要な事項を記入したもの
- （4） 規則第15条第4号のその他市長が必要と認める図書とは、当該地区まちづくり計画を解説し、又は補足する図書

（提出部数）

第6条 申請書及び規則第15条の規定により添付する図書の提出部数は、2部とする。

2 条例第11条第3項の規定による意見書は第3号様式によるものとし、同条第4項の規定による見解書は第4号様式によるものとする。

3 条例第11条第5項に規定する地区まちづくり計画に係る当該地区の地区住民の同意を得たことを証する書類は、地区住民の区分に応じて次に掲げるものとする。

- （1） 当該地区に住所を有する者 第5号様式に必要な事項を記入したもの
- （2） 当該地区で事業を営む者 第6号様式に必要な事項を記入したものと及び当該事業

を営む者に係る登記事項証明書（交付後3箇月以内のもの）

- (3) 当該地区における土地又は建築物を所有する者その他規則で定める利害関係を有する者 第7号様式に必要な事項を記入したものとし、一筆ごとに権利名並びに権利者の住所、氏名及び連絡先を明記したもの

(地区住民の同意)

第7条 条例第11条第5項に規定する当該地区住民の同意とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該地区に住所を有する者 世帯主（同一建築物に世帯主が2人以上いる場合は世帯主数で住所を有する者の数を分割するものとし、共同住宅については全戸数で住所を有する者の数を分割するものとする。）の同意
- (2) 当該地区で事業を営む者 当該法人に係る登記事項証明書に記載されている代表者の同意
- (3) 当該地区における土地若しくは建物の所有者又は当該地区に利害関係を有する者 当該土地及び建物に係る登記事項証明書にその権利が記載されている者の同意（一筆の土地又は建物について複数の名義人がある場合は、土地所有者及び建物を所有する者（土地所有者等である者を除く。）の数にあつてはそれぞれの名義人の共有分に応じた数を当該の数とし、土地所有者等の地積にあつてはそれぞれの名義人の共有持分に応じた地積を当該土地所有者等の地積として算出する。）

### 第3章 都市計画提案に係る手続

#### 第1節 都市計画提案に係る事前届出

(届出をすることができる都市計画)

第8条 都市計画提案に係る事前届出をすることができる都市計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定により市が定める都市計画とする。

(都市計画提案事前届出書に添える図書)

第9条 都市計画提案事前届出書に添える図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第18条第1号の計画書は、神奈川県県土整備局環境共生都市部都市計画課が作成した都市計画図書の作成ガイダンス（以下「ガイダンス」という。）に基づき、都市計画の種類、名称、位置及び区域（市街地開発事業に関するものにあつて

は、施行区域) その他市が都市計画の案を作成するために必要な事項が具体的に記載されたもの

(2) 規則第18条第1号の総括図及び計画図は、それぞれガイダンスに基づき、総括図の縮尺を15,000分の1以上とし、計画図の縮尺を2,500分の1以上としたもの

(3) 規則第18条第2号の計画提案を行うことができる者であることを証する書類は、第8号様式に必要な事項を記入したものとし、法第21条の2第1項及び第2項に規定する都市計画の決定又は変更をすることを提案する者に応じて、次に掲げるものを添えたもの

ア 法第21条の2第1項の土地所有者等 都市計画の決定又は変更をすることの提案に関する素案の対象となる都市計画提案区域内に所有する土地及び建物に係る登記事項証明書(交付後3箇月以内のもの。登記が終了していない場合は、その権利関係を証する書類。以下同じ。)。この場合において、建物の登記事項証明書については、建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ)が設定されている場合に限り、これを添えるものとする。

イ 法第21条の2第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「法人等」という。) 当該法人等に係る登記事項証明書(交付後3箇月以内のもの。以下同じ。)及び定款又は寄附行為の写し

ウ 法第21条の2第2項のまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第13条の3に規定する団体(以下「法施行規則団体」という。) 当該法施行規則団体に係る登記事項証明書(交付後3箇月以内のもの。以下同じ。)、定款又は寄附行為の写し、第1号イ又はロに規定する事実を証する書類(開発許可証及び検査済証の写し)及び誓約書(第9号様式)

エ 条例第15条の協議会として認定を受けた団体 規則第11条の地区まちづくり協議会認定等決定通知書の写し

(4) 規則第18条第3号の都市計画提案区域内に存する全ての土地を含む公図の写し

- (5) 規則第18条第4号の都市計画の決定又は変更を提案する理由を記した書面は、第10号様式に必要な事項を記入したもの
- (6) 規則第18条第5号のまちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書は、第11号様式に必要な事項を記入したもの
- (7) 規則第18条第6号の周辺環境等への影響に関する検討書は、第12号様式に必要な事項を記入したもの

(提出部数)

第10条 都市計画提案事前届出書及び規則第18条の規定により添付する図書の提出部数は、10部とする。

## 第2節 都市計画提案

(都市計画提案をすることができる都市計画)

第11条 都市計画提案をすることができる都市計画は、法の規定により市が定める都市計画とする。

(提案書に添える図書)

第12条 提案書に添える図書は、都市計画の提案をした者（以下「提案者」という。）の区分に応じ、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第6項の規定による認定を受けた地区まちづくり計画を策定した協議会（以下「地区まちづくり計画策定協議会」という。）が提案する場合に添える図書

ア 規則第19条第1号の計画書は、ガイダンスに基づき、都市計画の種類、名称、位置及び区域（市街地開発事業に関するものにあつては、施行区域）その他市が都市計画の案を作成するために必要な事項が具体的に記載されたもの

イ 規則第19条第1号の総括図及び計画図は、それぞれガイダンスに基づき、総括図の縮尺を15,000分の1以上とし、計画図の縮尺を2,500分の1以上としたもの

ウ 規則第19条第2号の計画提案を行うことができる者であることを証する書類は、第8号様式に必要な事項を記入したものとし、規則第11条の地区まちづくり協議会認定等決定通知書の写しを添えたものとする。

エ 規則第19条第4号の都市計画の決定又は変更を提案する理由を記した書面は、

- 第10号様式に必要な事項を記入したもの
- オ 規則第19条第5号のまちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書は、第11号様式に必要な事項を記入したもの
- カ 規則第19条第6号の周辺環境等への影響に関する検討書は、第12号様式に必要な事項を記入したもの
- キ 規則第19条第7号の都市計画提案区域内の法第21の2第3項第2号に規定する土地所有者等に対する説明経過等を記した書類は、第2号様式に必要な事項を記入したもの
- ク 規則第19条第8号の都市計画提案区域内の法第21の2第3項第2号に規定する土地所有者等の同意を得たことを証する書類は、第7号様式に必要な事項を記入したものとし、一筆ごとに権利名並びに権利者の住所、氏名及び連絡先を明記し、当該土地所有者等が署名又は記名・押印したものとする。なお、記名・押印した場合は、実印のみ有効とし、登記印又は登録印の証明書を添えるものとする。
- ケ 規則第19条第9号のその他都市計画の提案に当たり市長が必要と認める図書は、第13号様式に必要な事項を記入したもの、建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権が設定されている場合の建物の登記事項証明書等とする。
- (2) 地区まちづくり計画策定協議会以外の者が提案する場合に添える図書
- ア 規則第19条第1号の計画書は、ガイドンスに基づき、都市計画の種類、名称、位置及び区域（市街地開発事業に関するものにあつては、施行区域）その他市が都市計画の案を作成するために必要な事項が具体的に記載されたもの
- イ 規則第19条第1号の総括図及び計画図は、それぞれガイドンスに基づき、総括図の縮尺を15,000分の1以上とし、計画図の縮尺を2,500分の1以上としたもの
- ウ 規則第19条第2号の計画提案を行うことができる者であることを証する書類は、第8号様式に必要な事項を記入したものとし、法第21条の2第1項及び第2項に規定する都市計画提案をする者に応じて次に掲げるものを添えたもの
- (ア) 法第21条の2第1項の土地所有者等 都市計画の決定又は変更をすることの提案に関する素案の対象となる都市計画提案区域内に所有する土地及び建物に係る登記事項証明書。この場合において、建物の登記事項証明書については、

建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権が設定されている場合に限り、これを添えるものとする。

(イ) 法人等 当該法人等に係る登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

(ウ) 法施行規則団体 当該法施行規則団体に係る登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し、省令第13条の3第1号イ又はロに規定する事実を証する書類(開発許可証及び検査済証の写し)及び誓約書(第9号様式)

エ 規則第19条第3号の都市計画提案区域内に存する全ての土地及び公図の写し

オ 規則第19条第4号の都市計画の決定又は変更を提案する理由を記した書面は、第10号様式に必要な事項を記入したもの

カ 規則第19条第5号のまちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書は、第11号様式に必要な事項を記入したもの

キ 規則第19条第6号の周辺環境等への影響に関する検討書は、第12号様式に必要な事項を記入したもの

ク 規則第19条第7号の都市計画提案区域内の法第21の2第3項第2号に規定する土地所有者等に対する説明経過等を記した書類は、第2号様式に必要な事項を記入したもの

ケ 規則第19条第8号の都市計画提案区域内の法第21の2第3項第2号に規定する土地所有者等の同意を得たことを証する書類は、第7号様式に必要な事項を記入したものとし、一筆ごとに権利名並びに権利者の住所、氏名及び連絡先を明記し、当該土地所有者等が署名又は記名・押印したものとする。なお、記名・押印した場合は、実印のみ有効とし、登記印又は登録印の証明書を添えるものとする。

コ 規則第19条第9号のその他都市計画の提案に当たり市長が必要と認める図書は、第13号様式に必要な事項を記入したもの、建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権が設定されている場合の建物の登記事項証明書等とする。

(提出部数)

第13条 提案書及び規則第19条の規定により添付する図書の提出部数は、20部とする。

(土地所有者等の同意)

第14条 法第21条の2第3項第2号に規定する土地所有者等の3分の2以上の同意に

については、一筆の土地について複数の名義人がある場合は、土地所有者等の数にあつてはそれぞれの名義人の共有持分に応じた数を当該土地所有者等の数とし、土地所有者等の地籍にあつてはそれぞれの名義人の共有持分に応じた地積を当該土地所有者等の地積として算出する。

#### 第4章 地区計画等の原案の申出に係る手続

##### 第1節 地区計画等の原案の申出に係る事前届出

(地区計画等の原案申出事前届出書に添える図書)

第15条 地区計画等の原案申出事前届出書に添える図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第22条第1号の計画書は、ガイダンスに基づき、地区計画等の種類、名称、位置、区域及びその区域の面積その他市が地区計画等の原案を作成するために必要な事項が具体的に記載されたもの
- (2) 規則第22条第1号の総括図及び計画図は、それぞれガイダンスに基づき、総括図の縮尺を15,000分の1以上とし、計画図の縮尺を2,500分の1以上としたもの
- (3) 規則第22条第2号に規定する地区計画等の原案の申出を行うことができる者であることを証する書類は、第14号様式に必要な事項を記入したもの
- (4) 規則第22条第3号の地区計画等の原案に係る土地の区域内に存するすべての土地を含む公図の写し
- (5) 規則第22条第4号の地区計画等の原案を申し出る理由を記した書面は、第15号様式に必要な事項を記入したもの

(提出部数)

第16条 地区計画等の原案事前届出書及び規則第22条の規定により添付する図書の提出部数は、10部とする。

##### 第2節 地区計画等の原案の申出

(申出書に添える図書)

第17条 申出書に添える図書は、地区計画等の原案の申出をした者の区分に応じ、次に掲げるものとする。

- (1) 地区まちづくり計画策定協議会が申し出る場合に添える図書

ア 規則第21条第1号の計画書は、地区計画等の種類、名称、位置、区域及びその



区域の面積その他市が地区計画等の原案を作成するために必要な事項が具体的に記載されたもの

イ 規則第21条第1号の総括図及び計画図は、総括図の縮尺を15,000分の1以上とし、計画図の縮尺を2,500分の1以上としたもの

ウ 規則第21条第2号に規定する地区計画等の原案の申出を行うことができる者であることを証する書類は、第14号様式に必要な事項を記入したもの

エ 規則第21条第4号の地区計画等の原案を申し出る理由を記した書面は、第15号様式に必要な事項を記入したもの

オ 規則第21条第5号に規定する地区計画等の原案の申出に係る区域内の土地所有者等に対する説明経過等を記した書類は、第2号様式に必要な事項を記入したもの

カ 規則第21条第6号の地区計画等の原案に係る区域内の土地所有者等の同意を得たことを証する書類は、第7号様式に、必要な事項を記入し、一筆ごとに権利名並びに権利者の住所、氏名及び連絡先を明記し、当該土地若しくは建物の所有者又は利害関係を有する者が署名又は記名・押印したものとする。なお、記名・押印した場合は、実印のみ有効とし、登記印又は登録印の証明書を添えるものとする。

キ 規則第21条第7号のその他地区計画等の原案の申出に当たり市長が必要と認める図書は、規則第11条の地区まちづくり協議会認定等決定通知書の写し及び第13号様式に必要な事項を記入したもの

(2) 事業者が申し出る場合に添える図書

ア 規則第21条第1号の計画書は、ガイダンスに基づき、地区計画等の種類、名称、位置、区域及びその区域の面積その他市が地区計画等の原案を作成するために必要な事項が具体的に記載されたもの

イ 規則第21条第1号の総括図及び計画図は、それぞれガイダンスに基づき、総括図の縮尺を15,000分の1以上とし、計画図の縮尺を2,500分の1以上としたもの

ウ 規則第21条第2号に規定する地区計画等の原案の申出を行うことができる者であることを証する書類は、第14号様式に必要な事項を記入したものとし、事業者の区分に応じて次に掲げるもの

(ア) 法第21条の2第1項の土地所有者等である事業者 地区計画等の原案の申

出の対象となる区域内に所有する土地及び建物に係る登記事項証明書。この場合において、建物の登記事項証明書については、建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権が設定されている場合に限り、これを添えるものとする。

(イ) 法第21条の2第1項の土地所有者等以外の事業者 地区計画等の原案の申出に係る土地所有者等との契約書その他事業者であることを証する書類

エ 規則第21条第3号の地区計画等の原案の申出に係る土地の区域内に存する全ての土地の登記事項証明書及び公図の写し

オ 規則第21条第4号の地区計画等の原案を申し出る理由を記した書面は、第15号様式に必要な事項を記入したもの

カ 規則第21条第5号に規定する地区計画等の原案の申出に係る区域内の土地所有者等に対する説明経過等を記した書類は、第2号様式に必要な事項を記入したもの

キ 規則第21条第6号の地区計画等の原案に係る区域内の土地所有者等の同意を得たことを証する書類は、第7号様式に、必要な事項を記入し、一筆ごとに権利名並びに権利者の住所、氏名及び連絡先を明記し、当該土地若しくは建物の所有者又は利害関係を有する者が署名又は記名・押印したものとする。なお、記名・押印した場合は、実印のみ有効とし、登記印又は登録印の証明書を添えるものとする。

ク 規則第21条第7号のその他地区計画等の原案の申出に当たり市長が必要と認める図書は、第13号様式に必要な事項を記入したもののその他地区計画等の原案の申出に対する評価に当たり必要なもの

(提出部数)

第18条 申出書及び規則第21条の規定により添付する図書の提出部数は、地区まちづくり計画策定協議会にあつては1部、条例第2条第1項第4号に規定する事業者（以下「事業者」という。）にあつては20部とする。

(土地所有者等の同意)

第19条 規則第21条第6号に規定する土地所有者等の同意については、大多数の土地所有者の同意を得ていることが確認できる書類であることとし、一筆の土地について複数の名義人がある場合は、土地所有者等の数にあつてはそれぞれの名義人の共有持分に応じた数を当該土地所有者等の数とし、土地所有者等の地籍にあつてはそれぞれの名義

人の共有持分に応じた地積を当該土地所有者等の地積とする。

## 第5章 助言及び評価

(助言及び評価の方法)

第20条 市長は、条例第16条第3項の規定による都市計画の提案に係る事前届出における助言及び条例第19条第3項の規定による地区計画等の原案申出に係る事前届出における助言について、まちづくり基本計画及び市の施策に即した提案又は申出となるよう助言するため、平塚市市民主体のまちづくり事前届出に係る調整会議を設置する。

2 市長は、条例第11条第6項の地区まちづくり計画の認定並びに条例第17条第9項の都市計画提案及び条例第18条第2項の地区計画等の原案の申出に係る見解の決定に際し、その評価を行うため、平塚市市民主体のまちづくりに係る評価委員会を設置し、意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の見解を定めようとするときは、条例第11条第7項、条例第17条第10項及び条例第18条第2項の規定により、あらかじめ、平塚市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、都市計画提案に関し必要があると認めるときは、都市計画提案に係る意見を求める通知書(第16号様式)により提案者の意見を聴くことができるものとする。

5 提案者は、前項の通知書を受けたときは、遅滞なく、都市計画提案に対する意見書(第17号様式)に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

(見解の決定)

第21条 市長は、前条第1項に規定する見解を定めた場合には、規則第7号様式の地区まちづくり計画認定等決定通知書、規則第10号様式の都市計画提案に関する見解通知書及び規則第11号様式の2の地区計画等の原案の申出に関する見解通知書により申請書等を提出したものに通知するものとする。

## 第6章 雑則

(取下げ)

第22条 申請書等を提出したものは、条例第11条第5項の規定による申請、条例第17条第1項の規定による都市計画提案又は条例第18条第1項の規定による申出を取り下げるときは、取下届(第18号様式)に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、市民主体のまちづくりに係る手続に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(平塚市都市計画提案の手続に関する要綱及び平塚市都市計画提案に係る事前届出の手続に関する要綱の廃止)

2 平塚市都市計画提案の手続に関する要綱及び平塚市都市計画提案に係る事前届出の手続に関する要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

文書番号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

手続が進められない旨の通知書

提出された {  地区まちづくり計画認定申請書  
 都市計画提案事前届出書  
 都市計画提案書  
 地区計画等の原案事前届出書  
 地区計画等の原案申出書 } は、次の理由により手続が

進められないため、通知します。

手続を進められない理由	
備考	

第2号様式（第5条、第12条及び第17条関係）

地区住民、土地所有者等及び周辺住民に対する説明経過等に関する資料

1 説明会等開催状況

回数	日時	場所	参加人数	備考

2 周知の内容

(1) 周知先

(2) 周知方法

3 参加者の主な意見

4 その他

※説明会等で使用した資料及び会議録を添付してください。

地区まちづくり計画に関する意見書

年 月 日

氏 名

地区まちづくり 計画の名称	
------------------	--

意見

第4号様式（第5条関係）

地区まちづくり計画に関する意見書に対する見解書

年 月 日

氏 名

地区まちづくり 計画の名称	
------------------	--

意見の要旨	見 解



第5号様式（第5条関係）

住所を有する者の同意書

年 月 日

地区まちづくり 計画の名称	
対象区域	平塚市
同意者氏名	
同意者住所	
連絡先	
備考	

第6号様式（第5条関係）

事業を営む者の同意書

年 月 日

地区まちづくり 計画の名称	
対象区域	平塚市
同意事業者氏名 (※1)	
同意事業者住所	
連絡先	
添付書類	
備考	

※1 法人等にあつては、その名称並びに代表者の職名及び氏名

第7号様式（第5条関係、第12条及び第17条）

土地又は建築物を所有する者その他規則で定める利害関係を有する者の同意書

年 月 日

次の区域におけるまちづくりについて同意します。

地区まちづくり計画又は地区計画等の名称（※1）	
対象区域、提案区域又は申出区域	平塚市
土地の所在地	
面積	
権利名（※2）	
同意者氏名	印（※3）
同意者住所	（連絡先）
当該土地に関するその他の権利者1（※4）	
権利名	
権利者名	
権利者住所	
当該土地に関するその他の権利者2（※4）	
権利名	
権利者名	
権利者住所	
添付書類	
備考	

※1 地区まちづくり計画の認定申請又は地区計画等の原案の申出を行う場合に記入してください。

※2 所有権、地上権又は賃借権のいずれかを記入してください。土地に借地権が登記されていない場合で、当該土地に所有権保存登記された建物がある場合の権利名欄には「建物保存登記」と記入してください。

※3 地区まちづくり計画の認定申請を行う場合は、押印は不要です。地区計画等の原案の申出を行う場合は、署名又は記名・押印のどちらかを選択し、記入してください。

記名・押印の場合は実印のみ有効です。併せて登記印又は登録印の証明書を添付してください。

※4 土地に借地権が登記されていない場合で、当該土地に所有権保存登記された建物がある場合にも「権利者」として必要事項を記入してください。その場合、権利名欄には「建物保存登記」と記入してください。

第8号様式（第9条及び第12条関係）

都市計画提案を行うことができる者であることを証する書類

土地所有者等又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動法人等の氏名（法人等にあつては、その名称並びに代表者の職名及び氏名）	
添付書類	

年 月 日

（提出先）

平塚市長

氏名

（法人等にあつては、その名称  
並びに代表者の職名及び氏名）

誓約書

当団体の役員（法人でない法施行規則団体で代表者又は管理人の定めのあるものに  
係る代表者又は管理人を含む。）に都市計画法施行規則第13条の3第2号イからハマ  
でに該当する者がいないことを誓います。

第10号様式（第9条及び第12条関係）

都市計画の決定又は変更を提案する理由

提案を検討した都市計画	理由
添付書類	
備考	

第 1 1 号様式（第 9 条及び第 1 2 条関係）

まちづくり基本計画及び市の施策に適合する旨の検討書

提案を検討した都市計画	まちづくり基本計画等への適合についての記述
添付書類	
備考	

第12号様式（第9条及び第12条関係）

周辺環境等への影響に関する検討書

項目分野	検討した内容
1 生活環境	
(1) 交通	
(2) 電波障害	
(3) 日照阻害	
(4) 風害	
(5) 騒音	
(6) 振動	
(7) 大気	
2 自然環境	
(1) 水象	
(2) 地形・地質	
3 社会文化環境	
(1) 地域社会	
(2) 景観	
(3) 文化財	
4 地球環境等	
(1) 省エネルギー性能	
(2) 再生可能エネルギー	
(3) 温暖化防止対策	
5 その他	





第14号様式（第15条及び第17条関係）

地区計画等の原案の申出を行うことができる者であることを証する書類

地区まちづくり協議会又は事業者の氏名（法人等にあつては、その名称並びに代表者の職名及び氏名）	
添付書類	

第15号様式（第15条及び第17条関係）

地区計画等の原案を申し出る理由

地区計画等の種類	理由
添付書類	
備考	

文書番号

年 月 日

様

平塚市長 氏 名 印

都市計画提案に係る意見を求める通知書

提出された提案書について、次のとおり照会を行いますので、速やかに、意見書を作成してください。

提案した都市計画の種類	
提案区域	平塚市
面積	m <sup>2</sup>
意見を求める内容	
備考	

年 月 日

（提出先）

平塚市長

提案者氏名

都市計画提案に対する意見書

次のとおり、都市計画提案に係る意見を求められた件について、意見書を提出します。

提案した都市計画の種類		
提案区域	平塚市	
面積	m <sup>2</sup>	
意見を求める内容	意見	
備考		

年 月 日

（提出先）

平塚市長

氏名

（地区まちづくり協議会にあって  
は協議会名及び代表者の氏名）

取下届

次のとおり

- 地区まちづくり計画認定申請書
- 都市計画提案事前届出書
- 都市計画提案書
- 地区計画等の原案事前届出書
- 地区計画等の原案申出書

を取り下げます。

地区まちづくり計画又は 地区計画等の名称（※1）	
都市計画の種類（※2）	
都市計画の名称（※2）	
対象区域、提案区域 又は申出区域	
取下げ理由	
備考	

※1 地区まちづくり計画の認定申請、地区計画等の原案の申出又は地区計画等の原案申出事前届出の場合に記入してください。

※2 都市計画提案又は都市計画提案事前届出の場合に記入してください。